

社会福祉法人金浦福社会定款

# 社会福祉法人金浦福社会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者

の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1)第2種社会福祉事業

- ① 保育所の経営
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 病児保育事業
- ④ 一時預り事業

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人金浦福社会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的

かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は定額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県にかほ市金浦字木の浦山17番11に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任解任委員会を置き、評議員の選任、解任を行う。

- 2 評議員選任解任委員会は、監事1名、事務局1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。評議員選任解任委員会の運営についての細則は、理事会で定める。
- 4 理事会が評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を評議員選任解任委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第8条 評議員は無報酬とし、評議員会で別に定める役員等費用弁償規定による。

### 第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合は臨時に評議員会を開催することができる。

(招集)

第12条 評議員は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名は、理事会の決議により、理事長となる。

(役員を選任)

第16条 役員を選任に当たっては、評議員会の決議による。

(役員職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 理事長は、3箇月に1回以上自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

- 4 役員は、第15条に定める定数に足りなくなる場合は、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで役員としての権利義務を有

する。

(役員解任)

第20条 役員が、次のいずれかに該当する場合は評議員会の決議によって解任することが出来る。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬は無報酬とし、評議員会の決議によって定めた役員等費用弁償規定による。

(職員)

第22条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(理事会)

第23条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の常務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 理事会の議事については議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに理事長及び監事は記名押印しなければならない。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 秋田県にかほ市金浦字木の浦山17番11所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ

キ鋼板葺二階建・一部木造鉄骨造勢至保育園園舎 一棟(1,279.61 平方メートル)

(2) 秋田県にかほ市金浦字木の浦山17番14所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

車庫 一棟(49.68 平方メートル)

(3) 秋田県にかほ市金浦字木の浦山17番11所在の勢至保育園敷地 一筆(7,119.38 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第25条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得、評議員会の承認を得て、にかほ市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、にかほ市長の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行

う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設

整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限

る。)

(資産の管理)

第 26 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、  
又は確実  
な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 27 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第 28 条 この法人の事業計画、収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。これを  
変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで備え置き、一般  
の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 29 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、  
毎会計年度

終了後に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を受けなければ  
ならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類、定款のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備えて置くとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 監査報告
  - (2) 役員並びに評議員の名簿
  - (3) 役員並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 30 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 31 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 32 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 解散

(解散)

第 33 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 34 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 35 条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、にかほ市長の認可を受けなければならない。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

- 第36条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得、評議員会の決議を得て、にかほ市長の認可を受けなければならない。
- 2 厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨をにかほ市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第37条 この法人の公告は、社会福祉法人金浦福社会の掲示板に掲示するとともに、にかほ市広報に掲載して行う。

(施行細則)

- 第38条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

- 1 第5条で定める評議員会の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	加納	富夫
理事	佐々木	松吉
理事	佐々木	美一
理事	伊藤	甚一
理事	佐々木	吉辰
理事	佐藤	修市
理事	菅原	武志
監事	三浦	吉光
監事	佐々木	吉晴

この定款は、昭和55年 4月 1日より施行する。

この定款は、平成 5年 4月 1日より施行する。

この定款は、平成10年 4月 1日より施行する。

この定款は、平成15年 8月 5日より施行する。

この定款は、平成16年 8月 6日より施行する。

この定款は、平成18年 5月23日に改正して

平成18年 6月2日より施行する。

この定款は、平成19年10月16日より施行する。

この定款は、平成21年12月4日より施行する。

この定款は、平成27年6月10日より施行する。

この定款は、平成27年10月26日に改正して

平成27年11月6日より施行する。

この定款は、平成28年12月14日に改正して

平成29年 4月 1日より施行する。